

令和3年度第9回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年12月10日(金)			
招集場所	日南町役場 防災会議室			
開会時間	午後2時00分	閉会時間	午後3時35分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	6 番	天 崎 直 幸
	2 番	浅 田 昭 弥	7 番	稲 田 洋 子
	3 番	加 藤 幸 児	8 番	吉 川 保
	4 番	絹 谷 澄 雄	9 番	奥 迫 静 子
	5 番	内 田 章 久	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	梅 林 剛	多 里	糸 田 川 啓
	山 上	青 戸 勝 美	石 見	田 邊 智 寛
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	阿毘縁	足 立 進 也	福 栄	福 田 英 夫
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	多 里	糸 田 川 啓		
議事録署名委員	1 番	岩 田 正	2 番	浅 田 昭 弥
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農業経営改善計画の認定の報告について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	所有者を確知することができない農地について
議案第3号	農業経営基盤強化推進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第4号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集要項について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	松本事務局長	<p>定刻より早いですが、予定している委員の皆さんがそろわれましたので令和3年度第9回 日南町農業委員会を開会致します。</p> <p>本日欠席の委員の報告をさせていただきます。糸田川推進委員ですが、所用のため欠席の報告を受けております。それでは梅林会長からご挨拶を頂戴いたします。お願い致します。</p>
挨拶	議 長	<p>皆さんこんにちは。今日は糸田川推進委員が欠席のようですが、先月19日の農業新聞に一昨年より努力して法人を立ち上げてきた、農地利用最適化推進委員の糸田川君の功績が取り上げられました。</p> <p>糸田川君は第2期農業研修生として、平成10年日南町に1ターンし多里地域の担い手として愛知県豊田市のまるっと方式を学び、昨年12月一般社団法人TARIを立ち上げ地域の話し合いを重ねて、現在82haの集積がなされました。</p> <p>この努力が、周囲に認められ笠木地域もまるっと方式を取入れ73haの集積、現在農業法人やとも16haの集積を検討しているようです。</p> <p>又、農林水産省は来年度の主食用米の需要に見合った生産量が675万tとの見通しを示し、人口減や新型コロナの影響で外食産業の需要の落ち込みにより、主食用米の作付けを21年度より4万haの削減が必要としました。米価の下落と作付減で米作農家はこれまで以上の厳しい年となりそうです。</p> <p>以上を申し上げまして、令和3年度第9回日南町農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、1番岩田委員、2番浅田委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長 主 幹	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告について事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告についてです。本日は1件の計画認定について報告させていただきたいと思っております。本日机の上に資料を配布しておりますのでご覧いただけたらと思っております。また、この資料は総会終了後事務局で回収致しますので、終了時には机の上に置いたままにしておいてください。</p> <p>今回の申請者ですが、〇〇〇さんと〇〇〇さんの連名の申請になっております。この申請につきまして11月25日に役場で審査会を行っております。審査の結果としまして、町としては認定、再認定という形で認定したいと考えているものになります。本日皆様からご意見等いただければそのことも付して本人には伝えておきたいと思っております。</p> <p>〇〇〇さんの営農類型ですが、水稻と露地野菜白ネギです。経営面積はほぼ現在のままとして反収をさらに上げるように目標を設定して、目標年の年間所得を◇◇◇万円とされています。現状値として使用している令和2年度決算ですが、この年は長雨等もありまして単価は良かったものの収量の低い年だったため収入額が低めになっているということでした。</p>

		<p>現在も収穫調整作業等に臨時雇用を行っているということでしたが、今後も〇〇〇さんの作業負担を減らすためにも将来的には臨時雇用を今以上に増やし確保したいということでした。農業機械の更新にあたっては、近年ネギ生産用の機械を中心に取得済みなので、今後は保管用の機械庫を5年以内に整備したいとの要望があるようです。</p> <p>生産性の合理化に関しては、白ネギについて排水対策を徹底しているが、連作障害、天候不順による軟腐病が多発するようになったので、今後は3年以上の連作をしないことや新しい品種、技術などを取り入れて、収量・品質の向上をさらに目指したいということでした。水稻に関しては、病害防除を徹底して収量と品質の確保を目指したいということです。</p> <p>経営管理の合理化については、以前から農業簿記のソリマチを使った青色申告を継続し、アプリを使った市場調査など活用したい考えだそうです。</p> <p>農業従事の態様の改善に関しまして、前回の認定申請時には経営継承で〇〇〇さんから〇〇〇さんに名義変更する予定になっておりましたが、〇〇〇さんの退職が近づいていることや、地域組織での活動も考えて当面は連名での認定農業を継続する考えだそうです。</p> <p>その他としまして、現在もコンバインや田植え機を一般社団法人□□□から借りて営農していることから、水稻に関する農業機械については単独での購入・維持をやめて、白ネギに関する特殊機械を中心としていきたいということでした。また、△△地域で取組んでいる、まるっと中間管理方式にも参画していくことで連作障害への対策や地域全体を守る取り組みを行っていきたいとのことでした。</p> <p>現状の経営状況につきましては、普及所にも確認しましたが、町内で個選でやっておられる農家としては最大級であり、しっかりとした営農が継続されているということでした。目標年の試算におきましては、大きな機械等の減価償却が終了することから雇用を増やしても売上が上がる見込みであるということでした。</p> <p>以上のことから担当としましては再認定としたいと考えて意見を取りまとめさせていただいております。ご意見等ありましたら、この計画に反映させていきたいと思っております。また、今回は連名での申請になっておりますので、家族経営協定の書き直しについてもお願いをしているところであります。以上よろしくお願いたします。</p>
	議 長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。 無いようですので次に移ります。</p>
報告第2号	議 長	<p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いたします。</p>
	主 幹	<p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は3件の合意解約の届出が出ておりますので報告をさせていただきます。</p> <p>申請番号1、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が1288㎡、</p>

	<p>賃貸人が△△市の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さん、平成31年1月1日から令和5年12月31日までの契約となっておりますが、解約後、〇〇〇さんが耕作予定ということで届出が出ているものです。</p> <p>申請番号2、書類では字が△△となっておりますが、△△に修正をお願いします。農地の所在地が△△×××番地と△△×××番地の田が2筆、面積合計が5036㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さん、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの契約になっておりますが、解約後、〇〇〇さんが耕作予定ということで届出が出ているものです。</p> <p>申請番号3、農地の所在地が△△×××番地の田が1筆、面積が1537㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さん、平成31年1月1日から令和5年12月31日までの契約となっておりますが、解約後、〇〇〇さんが耕作予定ということで届出が出ているものです。</p> <p>以上3件、4筆、7861㎡です。よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>議長 報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。</p>
<p>議案第1号</p>	<p>議長 続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局お願ひします。</p>
	<p>主幹 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。本日は5件の申請がありますので、ご協議をお願ひいたします。</p> <p>申請番号1、農地の所在地が△△×××、×××番地の畑が2筆、面積合計が459㎡、譲渡人が△△町の〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇さん、贈与ということで届出が出たものになります。こちらにつきましては、先月の総会で同じ地番のところを非農地の申請ということでご協議をいただいたところになります。総会終了後、許可証等の書類を本人に送付し、土地家屋調査士の方と〇〇〇さんが確認に歩かれたそうです。その際、再確認したところこの2筆について、非農地ではなく、畑として見ていただくほうが正しいのではないかということで連絡があり、改めて現地を確認させていただいたものになります。先月も申請の際にはもともとは3条の申請ということで申請いただいております、農業委員、推進委員さんと現地を歩かせていただいたつもりでございました。資料剥ぐっていただきましたところに申請番号1として中間図、字切図、現地の写真をつけさせていただいております。この字切図ですが、町で管理しております、航空写真に切図を上から重ねたものになります。どうしても図面を重ねますので、筆の境等がズレたりしてきますので、これらを含めて目安として使わせていただいていたものになります。ですが、家の方に確認しながら現地を見ておりましたが、改めて、その家におられたおばあさんにも話を聞いてみたところ別の筆と勘違いして返事をしまっていたということのようでしたので、切図のズレ等考えると隣にある畑のことが今回申請のあった筆であろうということで確認をさせていただいたところですので。もう一枚剥ぐっていただきましたところに写真もつけておりますので、併せてご確認いただけたらと思います。</p>

	申請番号 1 については以上になります。
議 長	<p>議案第 1 号について申請が 5 件ありますので、1 件ずつ審議したいと思います。申請番号 1 について、地元委員の補足説明がありましたら、お願いします。</p> <p>(4 番、絹谷農業委員挙手) 4 番、絹谷農業委員。</p>
絹谷農 業委員	<p>先ほどの事務局からの説明の通りですが、前回現地確認に行きましたら、おうちのおばあさんが案内してくれましたが、段差もありそうかなという部分もあり、うまく説明が伝わらない部分もありました。今回正確に見てもらって、この地番ということで確認をさせていただいております。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>申請番号 1 について説明が終わりました。ご意見、ご質問がございますか。</p> <p>(2 番、浅田農業委員挙手) 2 番、浅田農業委員。</p>
浅田農 業委員	<p>字切図のことですが、字切図でみると×××は木が生えているように見えますが、次のページの写真は畑ですが、これで合っているんですか。</p>
絹谷農 業委員	<p>この字切図をもって最初に現地確認に行きまして、おばあさんに確認したら、竹やぶで山のような状態でした。歩いてみると段差があるので畑なのかなと。現況では畑ではなく、非農地の形をとったんですが、実際に調査士さんと確認されたところによると、家の横に畑 2 ヶ所あります。最初におばあさんにこの畑ではないですかと聞いてみましたが、調査士さんがこの下のだろうと言われております。</p>
松本事 務局長	<p>以前、平成 30 年ごろに△△の墓の転用の申請があった際にも分筆の手続きをお願いしたところ、切図と現地が合わないことがありました。その時、周りから確認していかないと分筆できないという状況でした。△△は切図と現地のズレが若干あると感じております。</p>
絹谷農 業委員	<p>上の方の山になっているところは前に、開拓されているところでもあるのでそのあたりで図面とズレているのかなと思います。</p>
浅田農 業委員	<p>中間図では〇〇〇さんと〇〇〇さんの家の関係から赤丸のところを見ると×××番地のあたりになるように感じますが。</p>
主 幹	<p>字切図につきましては、目安ということで資料をつけさせていただいております。それこそ家がある地番が×××番地になるんですが、この字切図でみるとだいふ山の中に食い込んでいるような形になります。すぐ家の後ろが山になっていますので、宅地が山に食い込むのはおかしいというところもあって土地家屋調査士さんと改めて現地を見させていただいたという経緯があります。字切図だけでみると隣の地番ではないかと思いますが、何度か現地に行って、話を聞いてみたりしますと、×××と×××が畑ということで正しいのではないかということで、見させていただきました。</p> <p>ですので、今回の資料としまして、この字切図が不適切かとも思いましたが、前回の話の整合性もありますので、同じものをつけさせていただいたということです。</p>

	<p>今後も現地の確認等でこの字切図を使わせていただこうと思っておりますが、どうしてもズレることもあります。バッチリ合うところもありますが、あくまでも目安ということで今後も使っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
浅田農業委員	<p>要するに、畑のところは×××と×××ということなんですね。わかりました。</p>
議長	<p>その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、申請番号1について賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号 申請番号1は承認された。</p>
議長	<p>続いて申請番号2について事務局をお願いします。</p>
主幹	<p>申請番号2になります。農地の所在地が△△×××番地、畑が1筆、面積が193㎡、譲渡人が△△郡△△町の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、贈与ということで申請があったものになります。資料のはぐっていただきましたところに申請番号2として、中間図、字切図、現地の写真も付けさせていただいております。こちらにつきましては、この畑の隣にあります倉庫を〇〇〇さんが〇〇〇さんから貰い受ける話をされたそうです。その際に隣にある畑についても一緒に貰ってほしいということです。こちらの畑での野菜等の栽培の計画はなされていないようですが、道路沿いにもあるということから、最低限の草刈り、景観維持等については行うということで、確認をとっているところです。以上です。</p>
議長	<p>申請番号2について説明が終わりました。地元委員の補足説明がありましたら、お願いします。 (田邊推進委員挙手) 田邊推進委員。</p>
田邊推進委員	<p>石見地域推進委員の田邊です。先ほど事務局から説明があった通りで、隣の倉庫をもらわれたということで、自宅からは少し離れてはいますが、草刈等は行うということですので、審議の方よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>申請番号2について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、採決に移ります。申請番号2について賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号 申請番号2は承認された。</p>
議長	<p>続いて申請番号3について事務局をお願いします。</p>
主幹	<p>申請番号3になります。農地の所在地が△△×××番地の他、田が2筆、畑が2筆の合計4筆、面積合計が1052㎡、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が同じく△△の〇〇〇さん、売買ということで、全体で◇◇◇万円ということで伺っております。資料剥ぐっていただきましたところに申請番号3ということで、中間図、字切図、現地写真をつけさせていただいております。隣接する農地をすでに〇〇〇さんが営農されておられ、〇〇〇さ</p>

	<p>んが高齢になり、今後の農業を考えるにあたって相談したところ、購入を了承されたということで、この度申請が出たものになります。以上です。</p>
議 長	<p>申請番号 3 について説明が終わりました。地元委員の補足説明がありましたら、お願いします。</p> <p>(丸山推進委員挙手) 丸山推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>石見地域推進委員の丸山です。今回購入をされた〇〇〇さんは隣接する農地を適切に管理されておられます。今回購入された農地も適切に管理されると思われます。以上です。</p>
議 長	<p>申請番号 3 について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、採決に移ります。申請番号 3 について賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号 申請番号 3 は承認された。</p>
議 長	<p>続いて申請番号 4 について事務局お願いします。</p>
主 幹	<p>申請番号 4 についてです。農地の所在地が△△×××番地、畑が 1 筆、面積が 241 m²、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、贈与ということで届出があったものになります。資料はぐっていただきましたところに申請番号 4 として、中間図、字切図、現地写真をつけさせていただいております。こちらについては 10 年以上前に売買の話ができていたそうです。ですがその時登記変えがされていなかったそうです。〇〇〇さんが相続登記される際に、すでに売買されたところの名義が残っているということに気づかれたそうです。相談してみたところ当時売買はしていたけれども、登記変えはしていなかったということが分かったそうです。この度改めて法務局で手続きをしたいということで、町に申請が出てきたものになります。当時の親の世代で売買しており、いくらで売買したとかきちんとした書類がわからないそうですが、既に〇〇〇さんが畑として利用している土地ということもあり、今回は贈与ということで受けさせていただいたものになります。以上です。</p>
議 長	<p>申請番号 4 について説明が終わりました。地元委員の補足説明がありましたら、お願いします。</p> <p>(田邊推進委員挙手) 田邊推進委員。</p>
田邊推進委員	<p>石見地域推進委員の田邊です。先ほど事務局から説明があった通りでございます。すでに〇〇〇さんの方が耕作をされておられますし、売買があったのはずいぶん前のようですし両家とも親類関係にあり、話し合いもできているようです。審議の方よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>申請番号 4 について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、採決に移ります。申請番号 4 について賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号 申請番号 4 は</p>

		承認された。
	議 長	続いて申請番号5について事務局お願いします。
	主 幹	申請番号5についてです。農地の所在地が△△×××番地の他、田が28筆、原野が1筆の合計29筆、面積合計が22064.98㎡となっております。譲渡人が△△市の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、贈与ということで届出があったものになります。こちらはもともと〇〇〇さんが所有しておられ、以前息子さんに生前贈与をされていたものになりますが、その息子さんがお亡くなりになられ、孫である〇〇〇さんに相続権が発生した農地になります。ですが、〇〇〇さんが△△におられるということもあって、農業をされるという意思がないということから、一旦、〇〇〇さんに名義を戻し、〇〇〇さんの別の娘さんに相続をしたいという考えだそうです。〇〇〇さんに名義を戻すために贈与ということで相談があったものになります。申請の資料としまして、申請番号5として、中間図、字切図、現地写真をつけさせていただいております。場所が離れるため2枚ずつ資料をつけさせていただいておりますので、併せてご確認いただけたらと思います。以上です。
	議 長	申請番号5について説明が終わりました。地元委員の補足説明がありましたら、お願いします。 (藤原推進委員挙手) 藤原推進委員。
	藤原推進委員	大宮地域推進委員の藤原です。〇〇〇さんの息子さんがお亡くなりになられたとき、〇〇〇さんはまだ中学生くらいだったと思います。そのまま相続されたんですけども、近年成人されておられるようです。娘さんであるお姉さんが、△△にお住まいでしたが、近年夫婦で帰ってこられ、田んぼの維持をしっかりとされているようです。審議の方よろしく願いいたします。
	議 長	申請番号5について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、採決に移ります。申請番号5について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号 申請番号5は承認された。
議案第2号	議 長	次に移ります。議案第2号 所有者を確知することができない農地について事務局お願いします。
	主 幹	議案第2号 所有者を確知することができない農地についてです。こちらにつきましては、農地法第32条第2項及び第3項の規定による所有者の探索を行いましたけれども、所有者または農地の所有権を持った方を見つけることができませんでしたので、同法第32条第3項の規定により、告示をするものになります。 農地の所在地としまして、△△×××番地、原野2筆、田2筆、合わせて4筆、農地の所有者につきましては△△の〇〇〇さんでした。こちらに

	<p>つきまして、ご審議いただきまして、可決された場合には本日付で告示を行いまして、6ヶ月以内に所有者から申出等なかった場合には中間管理機構にその旨を通知しまして、鳥取県知事の裁定により利用権設定が行われる流れになります。剥ぐっていただきましたところに位置図、字切図を付けさせていただきますいております。もう一枚剥ぐっていただきましたところに所有者不明農地の利活用のための新制度フロー図として、以前事務局としての研修資料の抜粋を付けさせていただきますいております。今回行っておりますが、遊休農地の所有者が判明していない場合の探索・6ヶ月の公示を行った後、中間管理機構が県に申請しまして、県から裁定が下るという流れになります。ですので、その後には改めて農地の貸し借りについてお諮りする流れになりますので、その際にはよろしくお願いたします。</p> <p>この農地につきましては、これまで有限会社□□□が耕作管理を行っていた農地になりますので、こちらとしましては引き続き有限会社□□□に耕作していただきたいと考えております。有限会社□□□にも今回の手続きについて伝えております。以上です。</p>
議 長	<p>議案第2号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(丸山推進委員挙手) 丸山推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>この議案の資料は日南町で作られた資料ですか。というのはですね、3の最後文面の表現について「行われることがある」というのはどう理解したらいいのでしょうか。「行うことができる」とか。「行われることがある」ということは行われないということもあるということでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
松本事務局長	<p>所有者不明農地については、知事の裁定が行われなければ、手続きが進まないわけですが、6ヶ月間公示をしましてその後、機構に所有者等から異議がなかったということの通知を送りますが、今度は機構が調査をされます。もしそこで相続の方が見つかった場合はこの内容で進むことができませんので、今の段階ではあくまでも予定ということでの表現とご理解いただければと思います。6ヶ月後にならないと確定になりませんので、それまでの表現ということです。</p>
丸山推進委員	<p>「利用権の設定を行うことがある」という表現と今説明があった表現とは違いますか。</p>
松本事務局長	<p>利用権の設定が確実ではない段階での表現ということでご理解いただければと思います。</p>
丸山推進委員	<p>あまり馴染みのない表現でしたので。わかりました。</p>
議 長	<p>その他、ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(天崎農業委員挙手) 6番、天崎農業委員。</p>
天崎農	<p>現在、この農地の謄本上の名義は○○○さんということで、この方がお</p>

業委員	られないということですか。それとも相続する方がおられないからという意味ですか。両方おられないということですか。
松本事務局長	相続関係図を付けておりませんが、〇〇〇さんが登記名義人ですが既に、お亡くなりになられておられます。〇〇〇さんはご結婚されておらず、相続権はお母様に移る形ですが、お母様も既にお亡くなりになられておられます。お母様の他の子供さんにつきましても、亡くなったお母様について相続放棄をされておられます。ですので、相続人がいないということを確認している農地になります。
天崎農業委員	現在は有限会社□□□が耕作をしておられるということですか。
松本事務局長	今年12月末までの契約で有限会社□□□が耕作しています。実際は相続人がいらっしゃらない農地ですが、賃貸借の場合は相続の対象となりそのまま耕作ができるということになりますので今年は耕作しておられます。
天崎農業委員	賃貸借ということですが、誰と賃貸借されているんですか。
松本事務局長	お母様が生前中に契約をされておられたということです。
天崎農業委員	告示して手を挙げる方もおられない、中間管理機構に行く、最終的にはどうなるんですか。農地ばかりではなく他の山林などもあると思いますが、最終的にはどうなるんですか。
松本事務局長	どちらかといいますと、逆の面から考えないといけなくて、耕作者がいるかどうかということがポイントになります。耕作者が作りたいという意思があれば農業委員会で告示して、県で裁定後、耕作者と機構の配分だけの議案を出させていただいて、実際耕作していただく形になります。 賃借料については、機構はあらかじめ法務局に補償金という形で契約期間分の賃料を納めることになります。また、耕作者は毎年機構に口座引落で支払うという形になります。この案件につきまして、耕作者がいるということがありましたので、告示をさせていただいて、農地の貸し借りを法的に可能にしていくということです。
天崎農業委員	所有権は中間管理機構になるということですか。
松本事務局長	所有権の移転ではなく、知事の権限により農地を機構に預けてもよいという裁定です。
天崎農業委員	謄本上ではずっと〇〇〇さんが名義人ということですか。
松本事務局長	そうですね。個人の資産ですのでずっとそのままです。もし、関係者が出てきてもいいように補償金として法務局に賃借料を預けるという考え方だと思っております。
議長	よろしいですか。以前、△△地内で同じような案件がありまして、相続関係図が添付してありましたが、今回添付していないので、以後同じような

		案件がある場合には相続関係図の添付をしていただきたいと思います。
	松本事務局長	わかりました。口頭での説明で申し訳ありませんでした。
	議長	その他、ご質問、ご意見がございますか。 (丸山推進委員挙手) 丸山推進委員。
	丸山推進委員	地元でも同じようなケースで問題を抱えているので、この問題の整合、整理について教えていただきたいのですが、うちの場合は相続を一切放棄して、放棄しただけではなくて、相続財産管理人に委ねるという形で農地すべて財産を弁護士が相続財産管理人として処理をしているところです。森林や動産については処分が終わっていますが、不動産の特に農地についてこれからどうするかという話です。動産が処分できて、不動産の森林の処分ができて、これから農地、宅地の処理が進みかけているんですけども、それは相続財産管理人がいるケースと今回のケースの違いがあると思いますが、それとの整合は取れているのでしょうか。
	松本事務局長	相続財産管理人として弁護士が入っていますが、おそらく弁護士の方も早く処理したい案件だと思います。今農地も競売にかけて今年の6月くらいにはかかっていると思いますが、そこで買い手がいないということになると、誰にも帰属しない財産ということで国に帰属されるということになり、農水省ではなくおそらく財務省の管理になるんでしょうけれども、国が農地を受け取るかどうかということになります。できれば地元の方が競売の時に購入してくださるのがいいのではないかと思います。なかなか農地を取得される方がいらっしゃらないので、どなたの所有になるか注視していかないといけないと思っております。国が受け取らないことになれば、おそらく今回のような所有者不明農地ということで告示することができるのではないかと思います。隣接地の貸し借りの賃料が基準になりますので、使用貸借権では難しいのではないかと思います。 また、情報がありましたら提供していただければと思います。よろしくお願いいたします。
	丸山推進委員	はい。ありがとうございます。
	議長	その他、議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
議案第3号	議長	次に移ります。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主幹	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料、剥ぐっていただきましたところに総括表も付けさせていただいておりますので、ご確認いただけたらと思います。本日は機構を通じた新規の契約が3件、機構を通じた再設定の契約が1件、相対の新規の契約が12件、相対の再設定の契約が52件、合わせて68件、284

筆、面積合計が 309917.72 m²となります。契約数が多いですので、新規の契約のみ説明をさせていただきたいと思います。

申請番号 1、土地の所在地が△△×××番地、×××番地の 2 筆、面積合計が 2550 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、名前のところで機構のところが切れています。申し訳ありません。水稻の作付で全体◇◇◇円、令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年間の契約になります。

申請番号 2、土地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が 2 筆、面積合計が 4141 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、こちらも名前のところが切れておりました。申し訳ありません。水稻の作付で、使用貸借権、令和 4 年 1 月 1 日から令和 17 年 1 月 31 日までの 13 年 1 ヶ月間の契約になります。

申請番号 3、土地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が 2 筆、面積合計が、3247 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻の作付で、水張反当◇◇◇円、令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 年間の契約になります。

申請番号 4 は機構を通じた再設定の契約になりますので、お読み取りいただけたらと思います。申請番号 5 から相対の新規の契約になります。

申請番号 5、土地の所在地が△△×××番地の他、田が 3 筆、面積合計が 6233 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で全体米◇◇kgの物納、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間の契約になります。

申請番号 6、土地の所在地が△△×××番地の他、田が 2 筆、原野が 1 筆、面積合計が 1794 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で全体米◇◇kgの物納、令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年間の契約になります。

申請番号 7、土地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 2211 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で水張反当米◇◇kgの物納、令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年の 12 月 31 日までの 5 年間の契約になります。

申請番号 8、土地の所在地が△△×××番地の他、田が 4 筆、原野が 3 筆の計 7 筆、面積合計が 8337 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で水張反当米◇◇kgの物納、令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 年間の契約になります。

申請番号 9、土地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 1968 m²、利用権設定をする者が△△市の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で水張反当米◇◇kgの物納、令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 年間の契約になります。

申請番号 10、土地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 1288 m²、利用権設定をする者が△△市の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で水張反当米◇◇kgの物納、令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年間の契約になります。こちらにつきましては最初に合意解約で報告しました農地になります。

申請番号 11、土地の所在地が△△×××番地、×××番地、田が 2 筆、面積合計が 5036 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で水張反当米◇◇kgの物納、令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年間の契約になります。

申請番号 11 番と 12 番につきましては最初に合意解約で報告しました農地になります。

申請番号 12 番、土地の所在地が△△×××番地の他、田が 3 筆、面積合計が 6248 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で水張反当米◇◇kgの物納、令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年間の契約になります。

申請番号 13、土地の所在地が△△×××番地の他、田が 7 筆、原野が 2 筆の計 9 筆、面積合計が 15151 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、そばの作付で水張反当◇◇円、令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年間の契約になります。

申請番号 14、土地の所在地が△△×××番地の他、田が 2 筆、畑が 1 筆の計 3 筆、面積合計が 1137 m²、利用権設定をする者が△△県△△市の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が株式会社□□□、そばの作付で使用貸借権、令和 4 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年間の契約になります。

申請番号 15、土地の所在地が△△×××番地、×××番地の他、田が 2 筆、面積合計が 4078 m²、利用権設定をする者が△△市の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で全体米◇◇kgの物納、令和 4 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年間の契約になります。

申請番号 16、土地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 1393 m²、利用権設定をする者が△△市の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で全体米◇◇kgの物納、令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 年間の契約になります。

以下申請番号 17 番から 68 番までが相対の再設定の契約になりますのでお読み取りいただけたらと思います。若干小作料の変更等ありますが、基本的には同じような条件で再設定の契約になります。以上 68 件、284 筆、309917.72 m²になります。資料の剥ぐっていただきましたところに相対で新規の契約をされる担い手の方の経営状況の資料を付けさせていただきますので、併せてご覧いただけたらと思います。以上です。

	議 長	議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。 (7 番、稲田農業委員挙手) 7 番、稲田農業委員。
	稲田農 業委員	申請番号 61、再設定の契約ですけれども、景観作物とありますがどうい ったものを作られるのでしょうか。
	主 幹	申請番号 61 の景観作物ですが、例年コスモスの植付けをされているとい うことで伺っております。以上です。
	稲田農 業委員	はい。わかりました。
	議 長	議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。 (8 番、吉川農業委員挙手) 8 番、吉川農業委員。
	吉川農 業委員	一点確認ですが、貸し借りのことではなんですが、新規で受けられる担 い手の〇〇〇さんの経営状況の中で借入地が◇◇ha あまりですけれども、 貸付地が◇◇ha 以上ある内容になっていますが、どういった内容のもの でしょうか。
	主 幹	〇〇〇さんの貸付地についてですが、〇〇〇さんの奥様名義で△△に持 っておられる農地、〇〇〇さんから〇〇〇さんに貸付けている形になっ ているためですが、数字の点の位置がずれておりました。申し訳ありません。
	議 長	その他、議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いよう ですので議案第 3 号について妥当と認める方の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
議案第 4 号	議 長	議案第 4 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農 用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いしま す。
	主 幹	議案第 4 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農 用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料剥ぐっ ていただきましたところに集計表も付けさせていただいておりますので、ご 覧いただけたらと思います。本日は 4 件の配分ということでご協議いた だけたらと思います。新規が 3 件、再設定が 1 件になります。 整理番号 1、権利の設定を受ける者が△△の有限会社□□□、設定する土 地の所在地が△△×××番地、×××番地の 2 筆、賃借権ということで、 令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年間、全体◇◇◇円の 賃借料となります。 整理番号 2、権利の設定を受ける者が△△の一般社団法人□□□、設定す る土地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が 2 筆、使用賃借権と いうことで、令和 4 年 1 月 1 日から令和 17 年 1 月 31 日までの 13 年 1 ヶ月 間の契約期間となります。 整理番号 3、権利の設定を受ける者が△△の農事組合法人□□□、設定す る土地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が 2 筆、賃借権とい うことで、令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 年間、水張反

		<p>当◇◇◇円の賃借料となります。</p> <p>整理番号 4 につきましては再設定となりますので、お読み取りいただけたらと思います。剥ぐっていただきましたところに、設定を受けられる経営体の経営状況等の資料も付けさせていただいておりますので、併せてご覧いただけたらと思います。以上です。</p>
	議長	<p>議案第 4 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、採決に移ります。議案第 4 号に賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
協議第 1 号	議長	<p>続いて協議事項に移ります。協議第 1 号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集要項について事務局お願いします。</p>
	松本事務局長	<p>協議第 1 号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集要項についてです。先月の総会でも協議をさせていただきましたが、今後來年 1 月から募集をかけさせていただけたらと思っておりますので、いろいろとご意見をいただければと思います。</p> <p>協議第 1 号の農業委員及び用地利用最適化推進委員を公募しますということで、12 月末配布の広報の折込チラシとして配布したいと思っております案でございます。募集期間は規則で 1 ヶ月と定められておりますので、そちらに従いまして、令和 4 年 1 月 5 日 (水) から令和 4 年 2 月 10 日 (木) の約 1 ヶ月間としたいと思っております。チラシの内容としましては前回より若干修正をしまして、農地利用最適化推進委員の主な業務内容についてもう少し詳しく記載させていただきました。</p> <p>募集要項として資料を付けさせていただいておりますのが、こちらも案となります。先月の総会資料に規則を添付しておりましたが、それをもう少しわかりやすく修正して募集要項を作成しております。この募集要項につきましても町のホームページで見られるようにしていきたいと思っております。</p> <p>農地利用最適化推進委員の募集要項について修正をお願いしたいところがあります。2 番の「推薦を受ける者又は募集する者の資格」のところの (4) 日南町が設置する他の付属機関の委員である者 (固定資産評価審査委員会委員、教育委員) の部分を削除していただきたいと思っております。県の農業会議に確認しましたところ、農業委員について当該委員と兼務はできないということでしたが、推進委員につきましては兼務しても問題ないということでした。</p> <p>(6) 現に国会議員、県議会議員又は、日南町職員 (会計年度人庁職員及び臨時的任用職員は除く) である者のところについてですが、国会議員と推進委員の兼務はできないということで、国会議員の規則に謳ってあるそうです。県議会議員につきましては兼務しても問題ないということですので、県議会議員の文字を削除させていただき修正したいと思います。</p> <p>また、農業委員の半数以上を認定農業者が占めることということになっ</p>

		<p>ておりますので、委員の皆様も立候補等のご検討をよろしく申し上げます。</p> <p>募集期間を2月10日までとしておりますが、定員に満たない場合は期間を延長して募集をかけたいと思っております。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第1号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>私の方から質問させてください。国会議員、県議会議員、日南町職員となっておりますが、日南町議会議員は兼務してもいいということですか。</p>
	松本事務局長	<p>日南町議会議員の皆さんについては様々な決算審査、予算審査等の審議をされておられ、客観的な部分で町行政を評価したいということで、なるべく町行政の委員にならないという方針を持っておられますので、難しいのではないかと思っております。</p> <p>最後のページに記載例を付けておりますが、今回は応募用紙、推薦用紙を農業委員と推進委員で分けてあります。また、推薦用紙2枚目ですが、団体の場合2番のところに記入していただければと思います。例えば、まち協が推薦される場合は2番だけ記入していただければ大丈夫です。個人の場合は3名以上の連名で記入していただければと思います。</p>
	議 長	<p>推薦用紙は事務局でもらえばいいというわけですか。</p>
	松本事務局長	<p>まち協さんにも予備を置かせてもらおうと考えておりますし、町のホームページからでもダウンロードできるようにしたいと考えております。もちろん農業委員会の窓口にも置きます。</p>
	議 長	<p>協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
そ の 他	議 長	<p>その他事務局お願いします。</p>
	松本事務局長	<p>次回総会は、令和4年1月11日（火）午後1時30分から開会予定です。よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>その他、皆さんからありますでしょうか。</p> <p>（2番、浅田農業委員挙手）浅田農業委員。</p>
	浅田農業委員	<p>先月11月24日に令和3年度 第1回日南町地籍調査推進協議会に出席しましたので、ご報告いたします。構成員として農業委員会から私、学識経験者3名、各まちづくり協議会代表7名の構成で挨拶は町長が行い、担当課は建設課という構成です。会長は福栄まちづくり協議会の田辺克文さんです。</p> <p>日南町の要調査面積が315.7㎦、調査済面積として令和3年度予定を含めて116.91㎦、調査の進捗率として37.03%です。各地区の進捗率が日野上69.61%、山上21.54%、阿毘縁100%、大宮5.47%、多里20.14%、石見55.61%、福栄25.15%という進捗率です。</p> <p>令和4年度の要望地区としまして、日野上は霞と河上地内、山上が茶屋地内、大宮が普沢地内、多里が湯川と萩原地内、石見が神戸上地内、福栄が福塚と豊栄地内ということで要望されています。その中で茶屋地区と豊栄地区は新技術の「リモセン」を活用するそうです。「リモセン」というのは</p>

	<p>正式にはリモートセンシング技術を用いた山林部の地籍調査のことだそうです。茶屋と豊栄地内にはあらかじめ既設の基準点が設けてあるそうです。それを測量して、空中写真や航空レーザー測量、航空写真にその位置を落としてそれを活用して土地の境界座標値を一括算出する方法だそうです。現地に行かなくても地図の上で筆界を決めていくという方法だそうです。</p> <p>事業費については事務処理の遅れがあり、平成29年度3,000万円と平成30年度4,880万円であったが、令和元年以降は事務処理がスムーズに進んで1億4,000万円台の事業費となっているそうです。</p> <p>農業委員会として山林化した農地等を農地台帳より削除、非農地にするという整備を行っていますが、地籍調査は農業委員会を通さずに地目変更ができる唯一の制度ですので、この制度を活用して山林化した農地の地目変更をお願いしますということを伝えておきました。以上です。</p>
閉 会	<p>議 長</p> <p>ありがとうございました。皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和3年度第9回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和3年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員